

法人市民税納付書について

納付書3面とも同じ内容をご記入ください。

印刷はA4横ですが、点線で切り、B5サイズでご使用ください。

● 納めるところ

次の金融機関の本支店・出張所

北 陸 銀 行	高 岡 信 用 金 庫	富 山 県 信 用 組 合
富 山 銀 行	氷見伏木信用金庫	高 岡 市 農 業 協 同 組 合
北 國 銀 行	富 山 信 用 金 庫	い な ば 農 業 協 同 組 合
福 井 銀 行	新 湊 信 用 金 庫	北 陸 労 働 金 庫
富山第一銀行	砺波信用金庫	

富山県・石川県・福井県内のゆうちょ銀行・郵便局

高岡市役所 納税課

電子納税(eLTAX)

※詳しくは下記ホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

● 延滞金について

- 1 延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの日数(地方税法第321条の12第3項に規定する期間を除く。)に応じ、不足税額に年14.6%(その年の延滞金特例基準割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合)が年7.3%の割合に満たない場合には、当該延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)の割合を乗じて計算します。ただし、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%か当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合のいずれか低い方の割合を乗じて計算します。
- 2 不足税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて延滞金を計算します。
- 3 計算した延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。

※ 申告書提出期限延長の特例、期限後申告及び修正申告等に係る控除期間を有する場合は、上記と異なる計算により算出します。

● 督促状について

納期限までに税金を完納しない場合は、納期限後20日以内に督促状が発送されます。なお、督促状1通につき100円の督促手数料がかかります。